

提 言 書 (案)

提 言 1 健康寿命日本一に向けた取組について

《提言の背景》

健康寿命日本一に向けた取組も3年目を迎え、徐々に取組の意義について認知されてきているものの、がんや脳血管疾患の死亡率は全国下位の状況が続いているなど、まだ道半ばの状況と言える。

県民一人ひとりの意識改革と行動変容につなげるためには、まずは、県民が健康づくりに取り組みやすい環境を整え、自発的な行動を促すことが必要である。そのためには、目的や対象を絞ったより有効な取組や新たな発想を生かした取組を展開していくことが重要である。

また、健康寿命の延伸のためには、高齢者の自立支援・介護予防の観点が不可欠であるとともに、介護が必要となる主な原因として、身体機能の低下や認知症の割合も大きいことから、リハビリテーション等による自立支援や認知症予防にも積極的に取り組む必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 健康づくりを目的とした協議組織の機能強化とその活用を図ること。
- 2 健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、県内事業所等への健康経営の導入を一層推進するとともに、地域で活躍する人材を育成すること。
- 3 県民が自然に健康的な食事を選択するための食環境の整備を図ること。
- 4 特定健診やがん検診の受診率の向上に向けて、健（検）診の実施体制の充実と受診勧奨の取組の推進を図ること。
- 5 高齢者の自立支援・介護予防、とりわけ認知症予防に向けた取組を進めること。

【具体的な取組の方向性】

1 健康づくりを目的とした協議組織の機能強化とその活用

- 秋田県健康づくり県民運動推進協議会が中心となり、健康づくりを目的とした様々な協議組織の役割を明確化し、それぞれの役割に応じた組織のあり方を検討することにより、協議組織の更なる機能強化につなげる必要がある。
- 健康づくりを目的とした協議組織内において、地域の健康課題、好事例の取組や各種分析結果等を情報共有し、取組の横展開を行うこと等により、協議組織の自律的な活動を促して活性化を図る必要がある。
- 秋田県健康づくり県民運動推進協議会の会員である民間企業が持つスポーツや栄養等に関するノウハウを活かしながら、より効果的・効率的な取組を展開していく必要がある。

2 健康経営の推進と地域で活躍する人材の育成

- 栄養・食生活、運動、受動喫煙防止など、働き盛り世代の健康課題に的を絞った事項を認定要件とする「秋田県版健康経営優良法人認定制度」の導入により、県内事業所等への健康経営の一層の浸透を図り、従業員の健康意識の更なる向上に結びつける必要がある。
- 栄養・食生活改善に向けた普及・啓発は全県的に実施されているものの、地域によって人材不足や住民への働きかけに差異があることから、栄養・食生活改善に関する出前講座の充実や、普及・啓発に携わる人材の発掘・育成を図る必要がある。

3 健康づくりのための食環境の整備

- 外食・中食については、減塩と野菜摂取に配慮した食事の提供や栄養成分表示の方法に関して事業者に対して積極的にアイデアを提案していくとともに、社食については、生活習慣病対策を進める立場にある保険者と連携し、秋田県版健康経営優良法人認定制度を活用した取組を推進していく必要がある。
- 県民が食事のメニューを選択する際に栄養バランスに配慮するよう、食事の望ましい組み合わせの具体例を示すなど、すぐに実践できる情報を県民にわかりやすく発信していく必要がある。特に、仕事の忙しさから簡単に食事を済ませがちな働き盛り世代や、自分の好物だけを選び栄養バランスが偏る傾向がある単身高齢者等の一人暮らしの人に対して重点的に啓発し、食行動の改善を図る必要がある。
- 食環境の整備に当たっては、高齢者施設で提供する栄養士の献立による食事を地域の一人暮らしの人等にも提供している社会福祉法人の地域貢献の取組例を参考にするなど、新たな手法を用いながら多角的な視点をもって取組を進めていく必要がある。

4 健（検）診の実施体制の充実と受診勧奨の取組の推進

- 健（検）診受診率が低い要因の一つとして、受診希望に対応できていない現状があることから、特定健診とがん検診の同時受診などによる効率的な健（検）診体制や健（検）診センターの拠点整備等について検討を進め、健（検）診の実施体制の充実を図る必要がある。
- 小規模企業の従業員、被扶養者、生活困窮者等の健（検）診受診率が低い人の受診率向上のため、対象者を訪問して指導できる保健師の活用や医療機関との連携強化、個人に気づきの機会を与えて行動変容につなげる受診勧奨手法の導入などにより、取組を進める必要がある。

5 高齢者の自立支援・介護予防の推進

- 高齢者の自立支援・介護予防に関する取組を進めるため、リハビリテーション専門職等の活用や自立支援型地域ケア会議の推進等に向けた支援の充実を図る必要がある。
- 定期的な集いの場への参加により介護予防・認知症予防の効果が見られるとの報告があることから、高齢者が気軽に参加できる体操や趣味活動等を身近な場所で地域住民主体で行う「通いの場」など、地域で健康の維持・増進につながる活動の場や機会を増やし、身近なところで自ずと介護予防・認知症予防が図られる仕組みづくりを支援する必要がある。

提 言 2 自殺予防対策について

《提言の背景》

本県の自殺率は平成22年以降減少傾向にあり、平成30年の状況は4年ぶりに全国最下位を脱する見込みであるものの、依然として全国平均とは隔たりが大きいことから、更なる自殺者数の低減を図る必要がある。

中でも、80歳以上の自殺者数に増加が見られるため、家族への精神的負担、喪失感や孤立感などを抱えがちな高齢者を地域で孤立させない対策を強力に推し進める必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 自殺は自分の周辺でも起こりうるという認識に立ち、多面的な普及啓発活動の実施と総合的な相談支援体制の構築を図ること。
- 2 高齢者などを地域全体で支える体制を強化するため、地域における居場所づくり・人づくりに対する支援を行うこと。

【具体的な取組の方向性】

1 多面的な普及啓発活動の実施と総合的な相談支援体制の構築

- 県民一人ひとりが、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、専門機関につなぎ、見守っていくことの大切さについて、改めて浸透を図る必要がある。
- 支援を必要としている人に対して必要な時に必要な情報が確実に届き、適切な機関に確実につながる環境づくりを進めるため、様々な機会を捉えて繰り返し広報活動を展開するほか、働きかけを行う対象者や意図を明確にして啓発の方法を工夫すること等により、広範で重層的な取組とする必要がある。
- 通常の啓発・相談活動では助けることが難しいハイリスク者への対応を強化するため、インターネットの検索サイトを利用して相談窓口等を知らせる「検索連動型広告」の取組の実施状況や効果を検証し、より有効な取組につなげていく必要がある。また、SNS等を活用した相談支援体制の強化等により、様々な年代の人が様々な場面で気軽に悩みを話し、相談できる環境を整備する必要がある。

2 地域における居場所づくり・人づくりに対する支援

- 身近な地域で日常活動の中から高齢者などの些細な心の変化に気づくことができるサロン等が果たす役割は大きいことから、市町村や関係団体等と連携して、地域の実情に即した居場所づくりを支援するとともに、そこでの活動を他地域にも積極的に情報発信することにより、取組を広げていく必要がある。
- 地域の居場所において担い手として活躍する人材を育成するため、地域住民を傾聴ボランティアとして養成したり、精神保健関係の専門職経験者を活用したりするなどの取組を支援する必要がある。なお、育成に当たっては、心はればれゲートキーパー養成講座等も活用しながら、居場所に合わせた人づくりを進める必要がある。

提 言 3 医療提供体制について

《提言の背景》

広大な県土を有し、少子高齢化が急速に進む本県においては、医療提供体制が不十分な地域があるほか、現在の医療提供体制を維持すること自体も難しくなっていることから、地域の住民が安心して生活できる体制を確保していくため、地域における医療提供体制の将来のあるべき姿について住民を交えて議論を進める必要がある。

また、地域の医療提供体制が新たな局面を迎えようとしている状況の中、患者の多様なニーズに応え、医療現場の安全・安心を支える看護職員の役割はますます重要になると見込まれるが、その数は統計上は増加傾向にあるにもかかわらず、現状としては看護職員に対する充足感はなかなか広がっていない。そのため、長時間労働や夜間・交代制勤務など厳しい勤務環境にある看護職員が健康で安心して長く働ける環境づくりを進め、県民の安心感につなげる必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 地域の医療提供体制の在り方について、県民に対し情報を積極的に提供し、地域全体で身近な問題として議論する気運の醸成を図るとともに、将来のあるべき医療提供体制の構築に必要な支援を検討すること。
- 2 県民が将来にわたり安心して質の高い医療サービスを受けるため、地域医療を支える看護職員の育成・確保に向けた取組を進めること。

【具体的な取組の方向性】

1 今後の医療提供体制の方向性に関する議論の喚起とその整備に向けた支援

- 各地域において提供されている医療・介護サービスの現状や人口動態を含む将来ニーズの見込み等の情報をわかりやすく積極的に提供して県民の関心を高め、地域で不足している医療・介護サービスの内容や今後必要な体制整備の方向性等について地域全体で考える気運を高める必要がある。
- 各地域での議論の内容を踏まえ、将来あるべき医療提供体制の姿に向かって、医療機関等の役割分担を明確にするとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して不足している医療機能の充実を図るなど、必要な支援について検討していく必要がある。

2 看護職員の育成・確保に向けた取組の推進

- 看護職員の離職を防止するため、新人教育研修をはじめとする各種研修の機会を提供する必要がある。また、潜在的な看護職員の再就業を促進するため、ナースセンター等による復職のための情報提供やきめ細かな就業支援に対する取組を引き続き行っていく必要がある。
- 看護職員が働き続けられる就労環境の整備に向け、ワーク・ライフ・バランスの実現と多様な勤務形態の導入に向けた支援に取り組む必要がある。
- 介護・福祉の現場では、高齢化による施設の増加や在宅医療ニーズ等により看護職員の需要が増大していることから、医療現場を含めた県全体の需給バランスを踏まえながら、看護職員の偏在について対策を検討していく必要がある。

提 言 4 生活上の困難を抱える人に対する福祉の充実について

《提言の背景》

認知症の高齢者等が増加している現状や発達障害やひきこもりなどの課題が広く知られるようになった現在、こうした生活上の困難を抱える人に対する理解と支援がより一層求められている。

そのような中、判断能力が十分でない人の権利擁護の手段として、成年後見制度は非常に大きな役割が期待されているが、市町村の体制整備は遅々として進まない状況である。成年後見制度を推し進めるためには、市町村に対し具体的な方策や道筋を示して強く働きかける必要がある。

発達障害については、個々の特性が異なり、標準化された一律の支援になじまない難しさがある上、本県には精通した医師も少なく、発達障害への理解や対応のノウハウが十分に行き渡っているとは言い難い状況である。

また、ひきこもり状態にある人は、社会との接点が乏しく、その状態が長期化すると、親も社会との関わりが希薄化する家族全体の孤立や、介護や貧困など新たな課題が発生する深刻な事態につながる場合もあることから、早期の支援に向けて、市町村、教育等の関係機関や支援団体等との連携を強化する必要がある。

同時に、労働力人口の急速な減少が進む中で、こうした課題やニーズに柔軟に対応できる介護・福祉人材の確保・育成・定着が課題となっている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 成年後見制度の利用促進に向けた支援を強化すること。
- 2 発達障害への理解を促すとともに、支援体制のネットワークの拡充を図ること。
- 3 ひきこもり状態にある本人やその家族を孤立させない取組と支援体制の充実を図ること。
- 4 複雑な課題や多様なニーズに対応するため、介護・福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を強化すること。

【具体的な取組の方向性】

1 成年後見制度の利用促進に向けた支援の強化

- 市町村が中核機関の設置などの体制整備を早期に進められるよう、県と県社会福祉協議会が連携の上、課題解決に向けた専門アドバイザーの派遣や研修会の開催などにより、積極的に支援を行う必要がある。
- 県民に対し制度の周知徹底を図るとともに、必要としている人の家族などに制度への理解を深めるためのわかりやすい広報を行っていく必要がある。

2 発達障害への理解促進と支援体制のネットワークの拡充

- 発達障害者に可能な限り早い段階から必要な支援を行うため、その家族や周囲などに対して発達障害を正しく理解してもらうための啓発を行う必要がある。
- 発達障害者とその家族に対してより効果的な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野の機関や専門職が緊密な関係を築き、支援体制のネットワーク

の拡充を図る必要がある。

3 ひきこもりの当事者を孤立させない取組や支援体制の充実

- 地域において本人や家族を孤立させないことが重要であることから、地域での相談・支援の窓口の設置や居場所づくりについて、市町村に働きかけ、連携を図っていく必要がある。また、ひきこもりによる問題が深刻化する前に家族等が支援を受けられるよう、相談窓口等の周知を行っていく必要がある。
- 若年者のひきこもりに適切に対応するため、教育機関やひきこもりの支援団体との連携をより一層強化していく必要がある。
- ひきこもり状態にある人、特に長期間にわたって社会との接触がない中高年にとって、ひきこもりに不寛容な社会は自立に向けた第一歩を踏み出す際の大きな壁となることから、社会におけるひきこもりに対する偏見と誤解を取り除き、ひきこもりとその状態にある人の現状についての理解の促進を図る必要がある。

4 介護・福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の強化

- 若年層の介護・福祉分野への就労が進まない原因の一つとして考えられる家族や学校など周囲の介護・福祉分野に対するマイナスイメージを払拭し、選ばれる職場にするため、介護・福祉の仕事やその魅力について積極的に情報発信を行っていく必要がある。
- 介護・福祉の現場では、働く上での身体的・精神的負担を理由に職員が離職する傾向が見られるため、そのような悩みに寄り添う職場の相談支援機能の強化など、働き続けられる環境を整備するための支援を行う必要がある。
- 介護・福祉現場の勤務環境の改善に加え、人手不足を補うためのITやAIの活用について、産業分野とも連携を図りながら、導入に向けた検討を進めていく必要がある。

提 言 5 子どもの育成について

《提言の背景》

子どもの虐待については、どの家庭でも起こりうるという認識の下、虐待の発生を未然に防ぐ視点を第一に取り組んでいくことが極めて重要である。そのため、多くの関係機関が参画するネットワークの構築によりリスクのある家庭をいち早く発見し、その情報を共有しながら相互に連携して、早期に適切な支援につなげる必要がある。

また、子どもの心身の健康を守るには、日常的な健康状態の把握に加え、健康課題の早期発見・早期解決を図ることが重要であることから、子どもの健康課題に着目し、子どもの発達段階に応じた効果的な健康対策を充実させていく必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 児童虐待の予防の取組を進めるため、児童虐待につながるリスクを抱える世帯の早期発見・早期対応のための体制を強化すること。
- 2 子どもの健やかな成長を支えるため、ライフステージに応じた子どもの健康対策の充実を図ること。

【具体的な取組の方向性】

1 児童虐待につながるリスクを抱える世帯の早期発見・早期対応のための体制の強化

- 生活困窮等のリスクを抱える世帯を早期に発見するため、市町村や警察、医療・教育機関等との一層の連携や関係機関とのネットワーク強化、市町村担当者の資質向上のための研修等を引き続き実施していく必要がある。
- 産後うつや新生児への虐待の予防・早期発見を図るため、出産後間もない時期のすべての産婦を対象に医療機関において産婦健康診査を実施し、その結果を市町村に速やかに報告する体制の整備や、支援が必要な母子に対する心身のケアや育児のサポートなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないきめ細かな支援が受けられる体制の構築を図る必要がある。

2 ライフステージに応じた子どもの健康対策の充実

- 乳幼児期は、健康のための基本的な習慣を身に付ける重要な時期であることから、家庭におけるバランスのとれた食事や早寝早起きなどの規則正しい生活習慣に結びつくような取組を支援するとともに、子どもへの影響が大きい家族に対する意識啓発を行う必要がある。
- 就学後の子どもの健康対策については、運動機能の発達や歯の健康づくりに大切な時期である学童期やたばこやアルコールに興味を持ち始める思春期など、年代の特徴に応じた健康教育を進めるとともに、肥満などの本県の子どもが抱える健康課題や最近増えている子どもの健康課題をテーマとした健康教育もあわせて積極的に行っていく必要がある。

《提言の背景》

高齢化の進行や単身世帯・ひとり親世帯の増加、障害者の重度高齢化、地域のつながりの希薄化等、家族形態や地域社会の変容に伴い、課題が複合化・複雑化しているとともに、従来型の分野別の支援体制では救済できない「制度の狭間」にあるケース、支援を必要とする人が自ら行動する力がなく地域内で孤立するケースなど、福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化してきている。

このような社会構造の変化の中にあっても、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含むすべての人が地域の中で共に生き生きと暮らすためには、福祉的なニーズに行政のみで対応するのではなく、すべての住民の相互の支え合いの力を借りながら、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、誰もが「我が事」として課題に「丸ごと」対応する地域共生社会の実現に向けた体制を整備していくことが必要である。

そのためには、行政においては、「アウトリーチ」の考え方に立ち、対象者を早期かつ積極的に把握するとともに、対象者の視点に立った適切な支援を包括的に提供する仕組みづくりを進めていく必要がある。

それと同時に、地域の支え合いの力を再構築するため、日常生活の中で誰もが集い、支え合うことができる「居場所づくり」を進める必要がある。その土台として、地域の誰もが主体的に地域づくりに取り組む意識改革や多様性を包摂する意識の醸成を図ることが重要である。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 年齢や必要な支援の種類等に関係なく、誰もが住み慣れた地域で本人や世帯のニーズに応じた適切なサービスを受けられるよう、全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築を図ること。
- 2 高齢者や障害者など地域の誰もが支え合う地域共生社会の形成に向け、すべての地域住民が孤立することなく積極的に社会参加することができる環境を整備すること。
- 3 地域のつながり・支え合いの関係づくりの拠点として、地域の誰もが気軽に集うことができる「場」の創出を進めること。

【具体的な取組の方向性】

1 全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築

- 既存の様々なサービスが利用者やその世帯のニーズに応じて包括的に提供されるよう、県、市町村、関係団体が全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築するという方向性を共有する必要がある。このため、目指すべきビジョンを明確にした上で、様々な機会を捉え、その普及を図る必要がある。
- 全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築に向けて、多種多様な支援ニーズを拾い上げる機能や、個別課題を整理して解決の道筋をコーディネートする機能、そのニーズに対して関係機関が連携しながら総合的・継続的に支援していく機能の充実を図るため、参考となる先進事例を県内に横展開していく必要がある。

2 誰もが社会参加しやすい環境の整備

- 高齢者や障害者などを含むすべての地域住民が地域課題を「我が事」として受け止め、主体的に地域福祉活動に参画する意識啓発に取り組むとともに、地域に無関心な人に対して参画のきっかけとなる機会の提供を図る必要がある。
- 高齢者や障害者がより積極的に就労や社会活動ができるよう、関係機関と連携して高齢者や障害者の特性に配慮した環境整備を行っていくとともに、高齢者や障害者に対する偏見や差別をなくす取組を実施していく必要がある。
- 障害、貧困、病気等の様々な理由により、誰一人として、社会から排除されたり、地域で孤立したりすることがないように、幼少期から多様性を尊重する意識を育むための啓発に努める必要がある。

3 誰もが気軽に集える「場」の創出

- 地域において人とのふれあいや助け合いの軸となる拠点が身近にある環境をつくるため、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる「居場所づくり」を全県で進める必要がある。
- 居場所づくりを進めるに当たっては、地域の実情に応じて、「通いの場」や「サロン」などの既存の地域資源を生かしていくとともに、地方創生やまちづくりの視点も踏まえ、関係者とも連携しながら取り組んでいく必要がある。
- 居場所については、健康づくりや自殺予防、児童虐待防止などの観点も含め、幅広い地域課題に総合的に対応するものとして活用を図っていくとともに、社会福祉法人、ボランティア団体やNPOなどの力も活用して地域におけるつながりの創出につなげていく必要がある。